

運営規程

(事業目的)

第1条 有限会社 能星 が開設する指定地域密着型通所介護事業所及び介護保険法第一号通所事業所(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業・第一号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護又は要支援の状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定地域密着型通所介護・第一号通所事業介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の従業員は、可能な限り、要介護者等の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援に努めるものとする。
2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
3 利用者に進退の危険が迫っている場合を除き、身体的・精神的拘束を排除し、人としての尊厳を守るものとする。
4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名 称 デイサービス いちばん星
(2) 所在地 千葉県木更津市八幡台3-2-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
(1) 管理者 1人
・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規程を遵守するため必要な指揮命令を行う。
(2) 生活相談員 営業日ごとのサービス提供時間数に応じて1人以上
・生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整を行う。
(3) 看護職員 営業する週の半分以上の営業日に、それぞれ2時間以上配置する。
・看護職員は、利用者の健康管理を行う。
(4) 介護職員 営業日ごとのサービス提供時間数に応じて1人以上
・介護職員は、利用者の能力に応じた、生活支援を行う。
(5) 機能訓練指導員 営業する週の半分以上の営業日に、それぞれ2時間以上配置する。
・機能訓練指導員は、機能の減退を防止する為の訓練を計画、指導する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、及び、12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。(送迎時間を除く)
(4) 利用者定員 1日あたり12名とする。

(通所介護の内容)

第6条 指定地域密着型通所介護・第一号通所事業介護の内容は、次のとおりとする。
(1) 生活等に関する相談及び助言
(2) 機能訓練(日常動作関連)
(3) 介護サービス(移動や排泄の解除、見守り等)
(4) 余暇活動の援助
(5) 介護方法の指導
(6) 健康状態の確認
(7) 送迎
(8) 入浴
(9) 食事

(指定地域密着型通所介護、第一号通所事業介護の利用料等)

第7条 1 指定地域密着型通所介護、第一号通所事業介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、及び、木更津市が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護、第一号通所事業介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護、第一号通所事業介護を提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と、介護報酬告示上の額、及び、木更津市が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
(1) 食事代(1昼食500円、1おやつ50円)(食事にかかる費用)
(2) オムツ代(1枚100円)、尿とりパッド代(1枚50円)
(3) レクリエーション・日用品(実費)
(4) 前各号に掲げる介護以外のサービス利用にかかる費用は、別途徴収するものとする。
4 前各号の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、木更津市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条
- 1 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。
 - 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
 - 3 従業員は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 4 その他、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定地域密着型通所介護・第一号通所事業介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに家族及び主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条
- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いをするものとする。
 - 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

(虐待防止)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のために指針を整備すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を実施する為、担当者を置くこと。
(前1～4号の詳細は、別紙「虐待防止のための指針」の通り。)

(その他事項)

- 第15条
- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
 - 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、
有限会社 能星 と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、介護予防通所介護サービスを追加提供することに伴い変更し、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、サービス提供時間の変更に伴い、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、利用者負担割合の変更に伴い、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、運営内容に介護保険法に基づく第一号事業を追加提供することに伴い、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、指定通所介護から指定地域密着型通所介護に移行することに伴い、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、指定介護予防通所介護から介護保険法に基づく第一号事業に完全移行することに伴い、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、1日あたりの利用者定員を10名から12名に変更することに伴い、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、虐待防止措置の規定追加に伴い、令和6年4月1日から施行する。